市報 にいがた

昭和47年10月22日発行

毎月3回5・15・25日発行 定価 1部 3円（昭和30年9月20日第三種郵便物認可）

発行所 新潟市役所
新潟市西堀通6番町866
電話代表(28)1000
編集人 本間高明
印刷所 (株)旭光社

（A）

国民健康保険特集号

わたしたちは、いつなんどき病気に見舞われ、けがをするかわかりません。そんな時には、お医者さんにかかり、治療をしてもらうのがふつうですが、それにはお金がかかります。お金がかかるから、お医者さんにかからない――ということになっては、市民一人一人の健康を守っていくことはできません。

40万市民の健康を

こうしたことをなくし、病気になったときの負担をできるだけ軽くするために、国は医療保険という制度をもうけています。

その中で、地域別の医療保険（地域保険）である国民健康保険制度をもう一度みなさんとともに考えてみようと、この制度のすべてを、特集でご紹介します。

医療保険制度とは

ころばぬ先のツエ

病気やけがをしたときに、だれもが安心してお医者さんにかかり治療がうけられるためには、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、それを治療費にあてるしくみをつくればよいということになります。つまり、全体として、イザというときにお互いに助け合おうという考え方です。

こうした考えを実現したのが医療保険制度なのです。

この医療保険制度を維持していくには、市民が一人残らずこの保険に加入しなければなりません。これがこの制度の大きな前提となります。

なかには「病気をしたことも、お医者さんにかかったこともないのに金を出すなんて損なことだ」と思っている人があるかも知れません。しかし、人間、いつ病気やけがをするかわからないのです。〝後悔先に立たず〟、ころばぬ先のツエが必要になるわけで医療保険はそのツエといえます。

健康であればこそ（ママさん大運動会）

社会保険という制度

社会保険とは，病気やけがをしたり，年をとりすぎて働けなくなったときや，会社がつぶれて失業したりしたときに，すぐ生活にこまることのないように保障するしくみのことです。

将来の不安にそなえて，私たちは，銀行に預金をしたりしますが，社会保険は集団で，あらかじめお金を出し合って，将来の不安をなくしようという考え方に立つものなのです。そしてその社会保険に，国・県・市などが，何んらかの形で援助をしています。

社会保険としては，医療保険，公的年金，労政保険失業保険があります。国民健康保険は，医療保険の中の一つなのです。

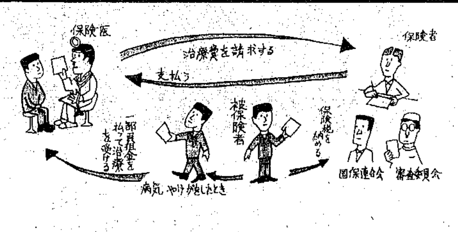

必ず保険証をお医者さんの窓口に出しましょう

対談 国民健康保険制度のしくみ

地域ぐるみの助け合いで健康を守る

お医者さんにかかる時，みなさんは保険証を利用します。そうすると出費が少なくてすむからですが，それを別に気にとめません。

そこで，しくみがどうなっているか市民のおふたりから国民健康保険課長に聞いていただきました。

聞いた人　小山 膳太郎さん（山の下町3）
　　　　　宮口 富三郎さん（関屋本村町1）
答えた人　渡辺国民健康保険課長

国民皆保険

職場の保険と国民健康保険

小山 国民皆保険という言葉をときどき新聞などで見かけますがそれはどういう意味なのですか?

課長 わたしたち国民はだれもが何かの医療保険に加入し、イザというときに安心して治療がうけられるということです。

大きな会社や工場あるいは官公庁などに働いている人は、その会社・工場の健康保険組合にはいっていますし、従業員五人以上を雇っている事業所やそこに働いている人、それと日雇労働をしている人は政府の扱っている健康保険に加入しています。

小山 私の場合は、そのどちらでもないので……

課長 そう、あなた方のような人たち、つまり、農林漁業に従事している人や、個人商店などの経営者・店員、そして無職の人たちは、それぞれ自分の住んでいる市の行なっている地域保険に加入することになっています。

宮口 地域保険というのは?

課長 地域保険というのは具体的には国民健康保険のことです

医療保険の制度は、組織や運営の面から二つに大きく分けられます。会社や工場などの健康保険組合は職場を基礎としていますので「職域保険」といいますし、国民健康保険は、住んでいる地域を基礎に加入しますから「地域保険」というのです。わかりやすくいえば、つとめ人の保険が職域保険で、つとめ人以外の保険が地域保険、つまり国民健康保険なのです。

小山 それで私たちは国民健康保険にはいっているわけですね

ところで、そのしくみはどうなっているんでしょうか?

国民健康保険の保険者と被保険者

課長 国民健康保険の事業は市がやっていることはご存じですね。国民健康保険を運営する側の市を保険者というのに対して、加入している皆さんを被保険者といいます。市役所の市民課または地区事務所で加入、脱退の手続きを行なっております。

被保険者になると同時に、ふつうわたしたちが保険証とよんでいるカードをもらいます。そして、病気やけがをすると、この保険証をもってお医者さんにかかることになります。

宮口 被保険者について、もう少し詳しく説明してください。

課長 繰り返しますが、被保険者とは国民健康保険に加入している人のことをいいます。職場の健康保険にはいっている人と生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険の被保険者でなければなりません。

国民健康保険では、世帯主であろうと家族であろうと、一人一人を被保険者といいます。

しかし、家族の一人一人が被保険者だといっても、それぞれが単独で加入の手続きをとったりするものではありません。

宮口 加入は世帯ごとだと思いましたが……

課長 そうです。何人家族であろうと、一家族を一つとして取扱います。世帯というのは同じ家に住んでいて、家計がいっしょの者をいいますので、ふつうは肉親どうしのことになります。ですから住み込みの店員さんとか使用人は同じ住居に生活していても、一応家計は別ですから、独立した世帯ということになります。

総治療費の三割 お医者さんでの支払い分

小山 国民健康保険には、どういう利点があるのですか?

課長 そうですね、一番の利点は病院や診療所にかかるときに全額を払わなくとも済むことです

残りの代金はお医者さんが保険者である市に請求書を出し、審査をうけたのちに市が支払います。

このお医者さんに支払われるお金は、被保険者のみなさんが納めている保険料や国から出る補助金でまかなわれます。

小山 そうすると私たちがお医者さんに払っているのは、全額のどの位の割合になるんですか?

課長 被保険者が診療をうけた場合に、病院や診療所の窓口にそのつど支払うのは総治療費の三割です。これを一部負担金といいます。残りの七割は国民健康保険が支払います。このうち、三割はみなさんの納める保険料でまかない、四割は国が負担しています。

手続きは市民課 地区事務所で

小山 国民健康保険にはいる対象は、どういう人たちですか。

課長 市に住民登録してある人でほかの医療保険に加入していない人が、すべて対象になります

宮口 国民健康保険にはいれない人というのは……

課長 列挙しますと、①職場の健康保険にはいっている人と、その家族 ②被保険者同志で独自に作った国民健康保険組合にはいっている人 ③らい療養所にはいっている患者と、らい予防法による救護をうけている人 ④外国人（韓国籍、朝鮮籍、中国籍を持つ人を除く） ⑤生活保護を受けている人とその家族―をいいます。

小山 国民健康保険の届出や手続きはどうすればいいのですか

課長 印鑑持参のうえ、この書類（下表）を、十四日以内に、必ず市民課か地区事務所に提出してください。

〝保〟〝険証の交〟〝付〟

小山 保険証というのは

課長 正しくは「国民健康保険被保険者証」といいます。

これは、資格証明書でもあると同時に、お医者さんにかかるときの受診券でもあり、非常に大切なものです。

宮口 保険証を、お医者さんに提出しなかった場合は、どうなるのですか?

課長 保険証を提出して診療をうけるのを、「保険診療」といっています。

もしも、保険証なしで受診した場合は、かかった医療費の全額を自分で負担しなければなりません。

ただ、やむをえず保険証なしでお医者さんにかかるような場合、一時、自分でたてかえて、あとで国民健康保険から、その分を支給してもらうということもできます

宮口 保険証は、被保険者の家族ももらえるのですか

課長 保険証は、一世帯に一枚しか交付されません。

しかし、出かせぎとか長期の旅行、市外で修学のため家を離れて暮すとかで、一枚ではどうしても不便な場合には、別にその被保険者のために保険証の交付を受けることができます。

小山 保険証の有効期間は

課長 二年間です。なぜそういう期間をもうけたかというと、①無効の保険証を回収する ②被保険者の資格を正しく確認する―などのためです。

このつぎの保険証の更新は、昭和四十八年三月です。被保険者の皆さんのご協力をお願いします。

（国民健康保険の手続きに必要な書類）

◎届出る場所印鑑をお持ちになって市民課、地区事務所の窓口へ届けてください。

加入する場合	新潟市に転入したとき	転出証明書（前住地発行）
	職場保険を脱退したとき	職場での脱退証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子供が生れたとき	母子手帳・国保の保険証
脱退する場合	新潟市外に転出するとき	国保の保険証
	職場保険に加入したとき	職場・国保の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証
	死亡したとき	死亡診断書・国保の保険証
その他	市内で住所が変ったとき	国保の保険証
	世帯主が変ったとき	国保の保険証
	市内異動で被保険者の属する世帯が変ったとき	国保の保険証
	修学・長期の旅行のため住居をはなれるとき	国保の保険証（修学のときは在学証明書）
	保険証を破ったり汚したりしたとき	国保の保険証
	紛失したとき	紛失した旨申し出ください

◎住所変更される方で、国民の保険証をお持ちにならない方があります。お手数でも必ずお持ちください。